

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 23 日

札幌地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 富 澤 義 浩

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 1 1 月 6 日から 令和 8 年 1 1 月 1 6 日まで
開札期日	日 時 場 所 令和 8 年 1 1 月 1 9 日 午前 1 0 時 0 0 分 札幌地方裁判所別館 4 階開札場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8 年 1 1 月 2 5 日 午前 9 時 2 0 分 札幌地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 1 1 月 2 4 日から 令和 8 年 1 1 月 2 7 日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 3 3 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 1 0 月 2 3 日から当庁記録閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和8年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	19,730,000 15,784,000	一括	3,946,000	85,674	22,695
1	4,930,000				
2	14,800,000				



物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|------------------------------|------------------|--|
| 1 | 所 在 | 札幌市清田区清田十条四丁目 | | |
| | 地 番 | 3 5 3 番 6 4 7 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 2 6 1 . 2 5 平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 札幌市清田区清田十条四丁目 3 5 3 番地 6 4 7 | | |
| | 家屋 番号 | 3 5 3 番 6 4 7 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板葺 2 階建 | | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 7 0 . 0 8 平方メートル | |
| | | 2 階 | 7 4 . 2 2 平方メートル | |



注 意 書

- 1 本件の入札には、令和2年4月1日に施行された改正民事執行法第65条の2により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述書が必要です。

陳述書の提出がない場合には入札が無効となります。また、陳述書等の記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

無効になる入札が散見されています。無効な入札にならないようご注意ください。

(無効になる入札例)

- 陳述書や陳述書別紙の氏名に「フリガナ」がない。
- 生年月日の記載がない。
- 「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」(※)の□にチェックが入っているが、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない。

(※)「自己の計算～とする者」とは、自ら不動産を取得する意図の下で、あなたに対し資金提供をして入札をさせ、不動産を取得しようとしている者のことをいいます。

例1) Bは物件を取得したいと考えたが、自らは入札せずA(あなた)に資金を提供し、Aが入札した。

→Bは「自己の～とする者」に該当する。

例2) Aは物件を取得したいと考えて、金融機関Cから融資を受け、Aが入札した。

→Cは「自己の～とする者」に該当しない。

- 2 売却決定期日は、同法68条の4により、最高価買受申出人が暴力団員等に該当するか否かを警察へ照会した場合には、2週間程度延期する場合があります。

- 3 入札に当たってご不明な点は、当庁執行官室(☎011-281-3535)に直接お問い合わせいただくか、不動産競売物件情報(通称BIT)サイトのトップ画面「手続案内」でご確認ください。

札幌地方裁判所民事第4部不動産競売係

物 件 明 細 書

令和 8 年 8 月 17 日

札幌地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 富 澤 義 浩

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも掲載されています。



物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|------------------------------|------------------|--|
| 1 | 所 在 | 札幌市清田区清田十条四丁目 | | |
| | 地 番 | 3 5 3 番 6 4 7 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 2 6 1 . 2 5 平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 札幌市清田区清田十条四丁目 3 5 3 番地 6 4 7 | | |
| | 家屋 番号 | 3 5 3 番 6 4 7 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板葺 2 階建 | | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 7 0 . 0 8 平方メートル | |
| | | 2 階 | 7 4 . 2 2 平方メートル | |



令和 8年(ケ)第 50 号
令和 8年 7月 8日受理
令和 8年 7月 23日提出

現況調査報告書

札幌地方裁判所

執行官 武 田 一 臣

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|------------------------------|------------------|--|
| 1 | 所 在 | 札幌市清田区清田十条四丁目 | | |
| | 地 番 | 3 5 3 番 6 4 7 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 2 6 1 . 2 5 平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 札幌市清田区清田十条四丁目 3 5 3 番地 6 4 7 | | |
| | 家屋 番号 | 3 5 3 番 6 4 7 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板葺2階建 | | |
| | 床 面 積 | 1階 | 7 0 . 0 8 平方メートル | |
| | | 2階 | 7 4 . 2 2 平方メートル | |



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	札幌市清田区清田10条4丁目6番21号	
土地	物件1	
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
建物	物件2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■ 物件1について

- 1 本土地の境界石等は土地建物位置関係図のとおり確認した。物件の特定は法務局備付けの図面等を参考にし、現地での概測により行ったが、正確には専門家の測量結果による必要がある。
- 2 本土地の南東側に隣接する市道は、南西側から北東側に向かって緩やかに低く傾斜している。
- 3 敷地部分は概ね平坦と思われるが、北東側隣接地及び南西側から北東側にかけて、北東側隣接地及び市道より最大約0.6メートルほど高位に接している。
- 4 本土地の北西側隣接地境界付近、北西側から南東側、南東側から南西側にかけて物件所有者所有のコンクリート土留（高さ最大約1.0メートル）が設置されている。なお、コンクリート土留は、ひび割れの箇所が数ヶ所見受けられる。
- 5 物件所有者所有の金属製カーポート（約17.40㎡）が設置されている。

■ 物件2について

- 1 洋室2の下部（中2階）は天井高約1.0メートルの収納スペース（約9.93㎡）となっている。
- 2 物件所有者所有の風除室（約4.14㎡）が設置されている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年 7月 9日 (木) 16:00-16:20	物件所在地	占有関係調査、外部調査、写真撮影、連絡文書投函、
8年 7月10日 (金) 8:30- 8:45	電話	物件所有者より架電、事情聴取
8年 7月17日 (金) 8:20- 9:05	物件所在地	立入調査、外部調査、写真撮影、評価人同行、物件所有者立会
8年 7月22日 (水) : - :	当庁(インターネット)	登記記録閲覧(目的外建物の登記の有無及び附属建物の登記の有無)

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図



市道

353-643

353-619

カーポート

物件 1 土地

物件 2 建物

353-551

インターロッキング
ブロック舗装

353-647

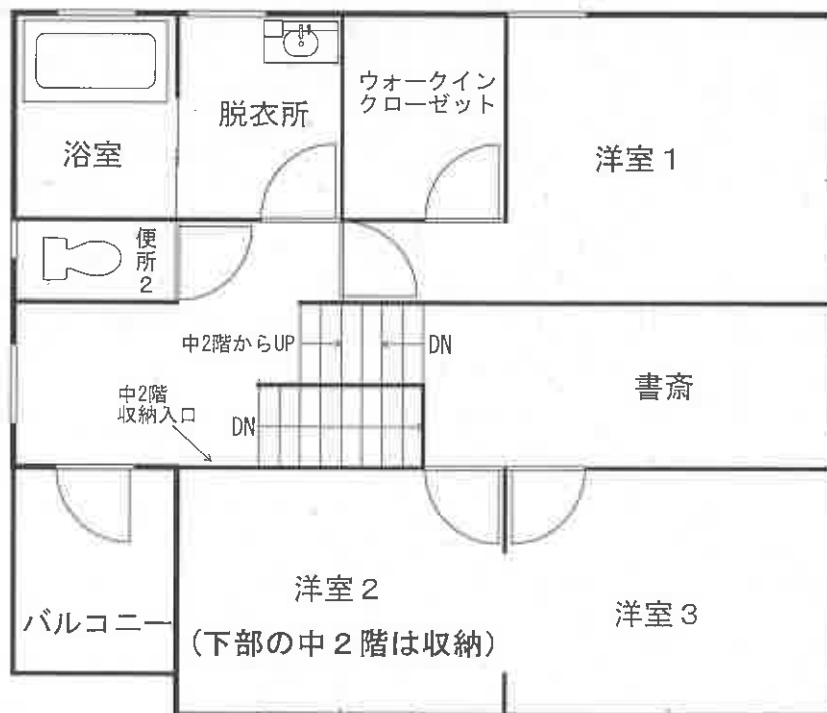
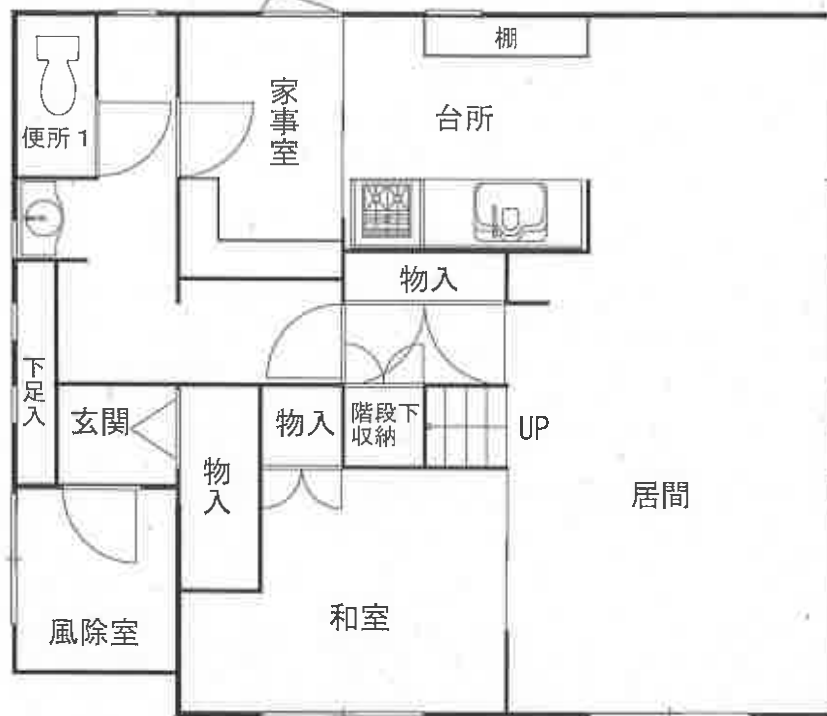
コンクリート土留

田 境界標

市道

※本図は概略を示したものであり、実測図ではありません。

建物間取図



全景



居間



台所



浴室



コンクリート土留（西側より撮影）



金属製カーポート



風除室



令和 8 年（ケ）第 50 号
令和 8 年 7 月 17 日現地調査
令和 8 年 7 月 21 日評 価

札幌地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
山 田 浩 市

第1 評価額

一 括 価 格	
金19,730,000円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金4,930,000円
物件2(建物)	金14,800,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための敷地利用権価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該敷地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	札幌市清田区清田十条四丁目 353番647 宅地 261.25㎡	同左
2	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	札幌市清田区清田十条四丁目353番地647 353番647 居宅 木造合金メッキ鋼板葺2階建 1 階 70.08㎡ 2 階 74.22㎡	同左
番号	特 記 事 項		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件1)

位 置 ・ 交 通	地下鉄東豊線「福住」駅の南東方・道路距離約6.5km バス停「ヒルズガーデン中央」の北東方・道路距離約70m	
付 近 の 状 況	民間の開発行為により整備された丘陵地の住宅地域で、戸建住宅が建ち並んでいる。通風・日照等の居住環境について特筆すべき懸念要因は認められない。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の 個別的な規制を考 慮しない一般的な 規制)	都 市 計 画 区 分	市街化区域
	用 途 地 域	第一種低層住居専用地域
	建 蔽 率	40%
	容 積 率	80%
	防 火 規 制	なし
	そ の 他 の 規 制	北側斜線高度地区 戸建住環境保全地区 地区計画（清田南第一地区） 居住誘導区域外 宅地造成等工事規制区域 景観計画区域等
画 地 条 件	南東側間口約15.5m、南西側間口約17.0mの隅切りの施された略長方形の角地である。 南東側の接面市道は北東側に向かって下る緩傾斜となっている。画地内は概ね平坦で、南東側市道及び北東側隣接地とは最大で0.6m程度高く接し、南西側市道及び北側隣接地とは概ね等高に接している。	
接面道路の状況	南東側で幅員14mの舗装市道（建築基準法第42条1項1号）に接面 南西側で幅員8mの舗装市道（建築基準法第42条1項1号）に接面	
土地の利用状況等	物件2建物の敷地として利用されている。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 :	あり
	ガ ス 配 管 :	なし
	下 水 道 :	あり
特 記 事 項	① 現地調査並びに公開資料に基づく調査の範囲においては、土壌汚染の可能性は確認できなかった。ただし、評価人としての調査には限界があるため、詳細については専門家による調査を要する。 ② 本件土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地には抵触していない。 （北海道教育委員会「北の遺跡案内」による） ③ 道路側の境界標4箇所は確認できたが、北側の境界標1箇所は確認することができなかった。概略的な辺長と形状は法務局備付の図面（公図・土地図面）のとおりと思われるが、正確な数量については測量を要する。 ④ 南西側接面市道から玄関にかけてインターロッキングブロック舗装が施されているが、現況等から経済的増分価値はないと判断した。 ⑤ 隣接地及び接面市道との境界付近にはコンクリート製土留が設置されているが、ひび割れの箇所が数箇所見受けられ、現況等から経済的増分価値はないと判断した。 ⑥ 本件土地の西側には金属製のカーポート（約17.40㎡）が設置されているが、現況等から経済的増分価値はないと判断した。	

2 建物の概況及び利用状況 (物件2)

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成17年9月29日 新築 経過年数：約 21 年 経済的残存耐用年数：約 19 年
仕 様	構 造：木造 屋 根：長尺カラー鋼板 外 壁：サイディング等 内 壁：ビニールクロス等 天 井：ビニールクロス、合板等 床：フローリング、クッションフロア、畳等 設 備：オール電化、給排水等 そ の 他：電気温水器、蓄熱暖房機等
床面積（現況）	第3 目的物件記載のとおり。
現況用途等	現況用途：居宅 間取り：4LDK（別添「建物間取図」参照）
品 等	使用資材・施工の質量は、建築時としては標準以上
保守管理の状態	保守管理の状態は概ね良好と判定した。
建物の利用状況	現況調査報告書参照
特 記 事 項	① 新築時の建築確認済証及び検査済証の交付を確認した。 ② 玄関前に風除室（約4.14㎡）が設置されている。 ③ 洋室2の下部（中二階）は天井高約1.0mの収納スペース（約9.93㎡）となっている。 ④ 経年による汚損等はあるが、特筆すべき損傷箇所は認められない。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格 (物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	50,000	1.05	261.25	0.90	12,344,000

ア 標準画地価格：第6参考価格資料記載の公示地・基準地等との規準並びに類似地域所在の取引事例価格と比準した価格(比準価格)及び売り物件の価格等を考量の上、標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格差：角地 5% (1.05)

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格 (物件2)

目的建物の再調達原価(風除室を含む)を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	225,000	144.30	0.38	12,338,000
計				12,338,000

$$\text{ウ 現価率} = \frac{\text{残存耐用年数 } 19\text{年}}{\text{通算耐用年数 } 40\text{年}} \times \left(1 - \frac{\text{観察減価}}{\text{現価率}} \right) = 0.38$$

※ 観察減価については汚損の程度、機能の低下、設備の稼働リスク等を考慮した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ=ウ
1	12,344,000	0.50	法定地上権	6,172,000
計	—			6,172,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1(1)オ, 1(2)エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2(1)ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ×カ (万円未満切捨)
1	12,344,000	— 6,172,000	—	1.00	0.80	—	4,930,000
2	12,338,000	+ 6,172,000	—	1.00	0.80	—	14,800,000
一 括 価 格(合計)							19,730,000

ウ 占有減価修正：特になし

エ 市場性修正：近時の周辺地域における中古住宅の需給動向を考慮の上、市場性修正は要しないと判断した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ その他の控除減価(敷金等)：特になし

第6 参考価格資料

地価公示価格[札幌清田-16]

所 在 : 札幌市清田区清田6条2丁目210番331外
価 格 : 61,400円/㎡
位 置 : 地下鉄「福住」駅の南東方道路距離約4.5km
価 格 時 点 : 令和8年1月1日
地 積 : 247㎡
供給処理施設 : 水道、下水
接 面 道 路 : 西側8m市道
用 途 指 定 等 : 第一種低層住居専用地域（建蔽率40%，容積率80%）
地 域 の 概 要 : 住宅、アパートが建ち並ぶ丘陵地の住宅地域

固定資産税評価額 (令和8年度)

物件1	8,856,300 円
物件2	4,674,000 円

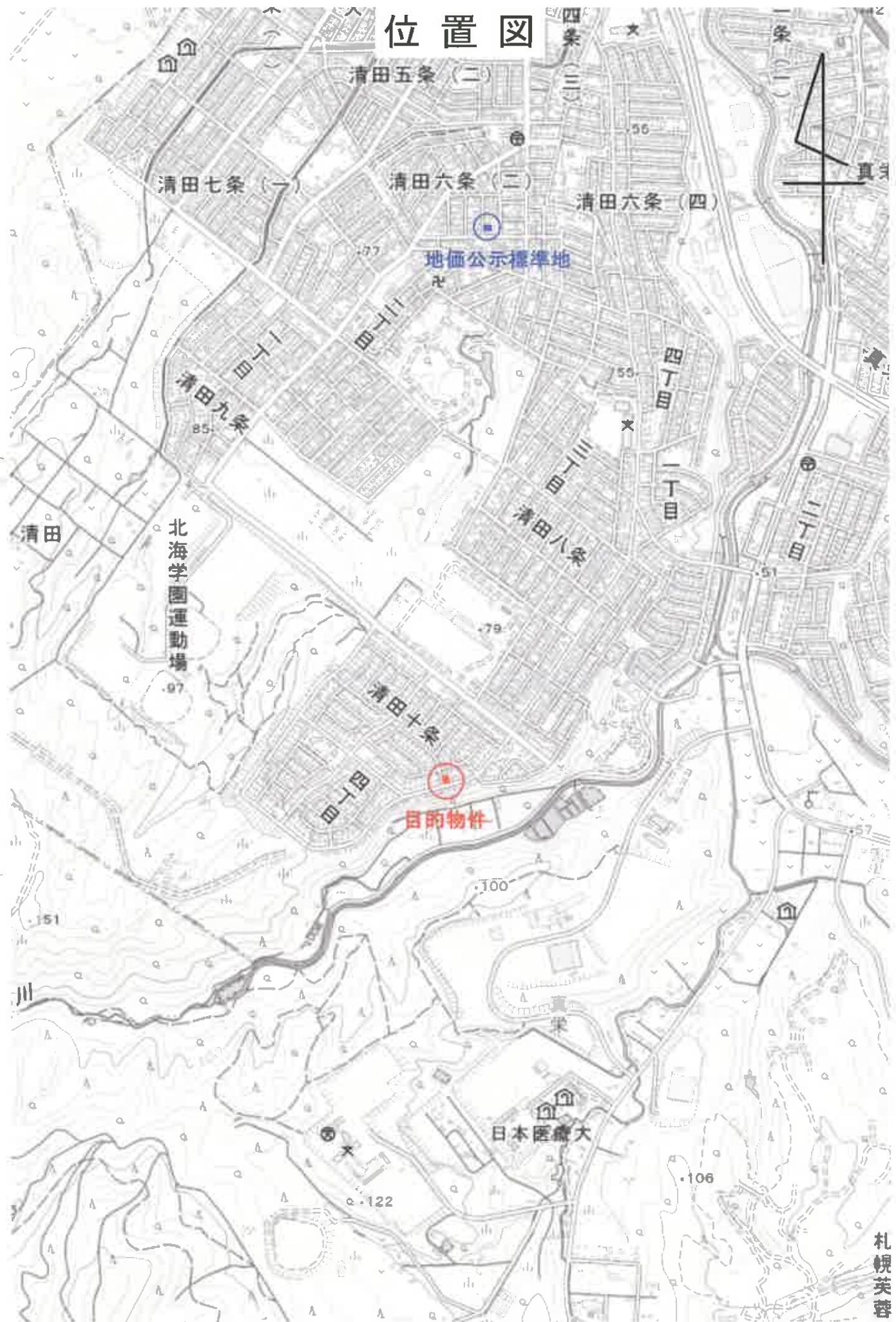
ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

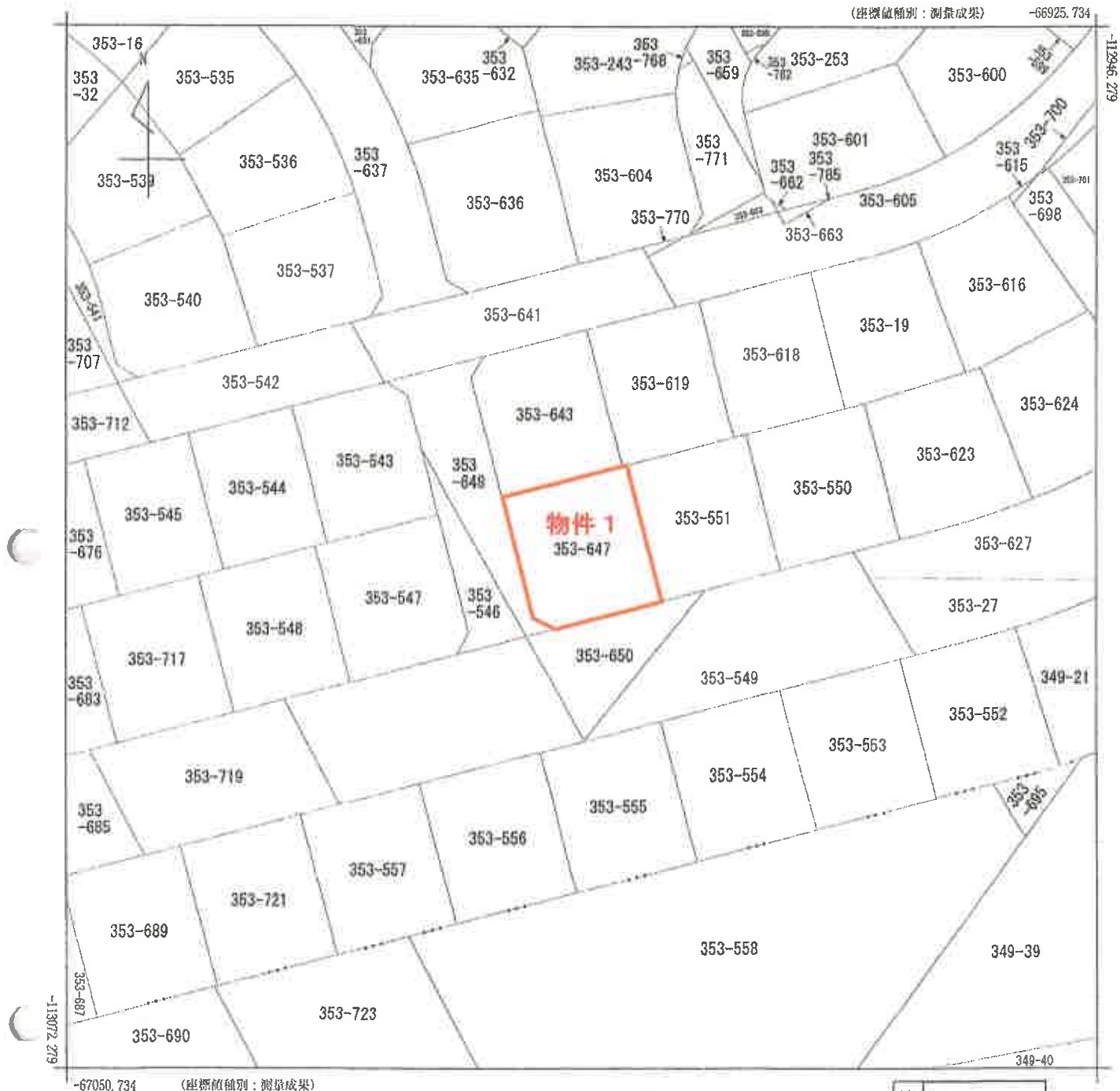
第7 附属資料の表示

- 1 目的物件の位置図
- 2 公図写し
- 3 地積測量図写し
- 4 建物図面・各階平面図写し
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図

以 上

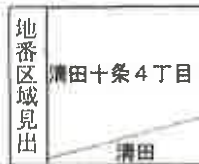
位置図





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。



請求部	所 在	札幌市清田区清田十条四丁目				地 番	353番647			
出力尺縮	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	X II	分類	地図に準ずる図面		種類	その他
作成年月日	平成14年8月26日				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(札幌法務局南出張所管轄)

令和8年6月1日

札幌法務局

地図整理番号：M26461

登記官

登記年月日：平成14年9月24日

これは図面に記載されている内容を証明した図面である。
(札幌法務局南出張所登録)
令和8年6月1日 札幌法務局

地図番号	種類	コンクリート標	境界線の種類及び境界点の記号又は点名
	既設		013732
与点の座標	公共基準点	図根点	八重田基準点
新設	32-15-32-24, 32-40-32-41, 33-53-53-23, 33-53-40-9, 40-9-41-1, 41-4		

【旧測地系】

点名 X Y
与点の座標
月建 -114851.69 -67526.78
33328 -113147.215 -66434.667
40903 -112585.604 -67226.794

補遺
一等三角点
札幌市公共基準点

353-21

3318m

求積表

清田10条4丁目

地番 353-21(1) 登記所管理成果

NO	X _N	Y _N	Y _{N+1} -Y _{N-1}	X _N ・(Y _{N+1} -Y _{N-1})
K63	-113185.423	-66703.273	5.995	-667228.068985
33A1	-113190.545	-66700.394	0.692	-78327.857140
33-23	-113193.204	-66702.581	-5.895	667273.937860
33A9	-113190.200	-66706.289	-0.692	78327.618400

清田10条4丁目

地番 353-630(2) 登記所管理成果

NO	X _N	Y _N	Y _{N+1} -Y _{N-1}	X _N ・(Y _{N+1} -Y _{N-1})
33A9	-113190.200	-66706.289	9.180	-1039086.036000
33-23	-113193.204	-66702.581	-5.740	649728.990960
33-7	-113204.689	-66712.029	-12.447	1409058.763983
33-6	-113204.732	-66715.028	-3.578	405046.531096
33-5	-113204.067	-66715.607	-2.760	312443.224920
33A10	-113201.838	-66717.788	3.846	-435374.268948
K48	-113198.866	-66711.761	11.499	-1301673.760134

清田10条4丁目

地番 353-631(3) 登記所管理成果

NO	X _N	Y _N	Y _{N+1} -Y _{N-1}	X _N ・(Y _{N+1} -Y _{N-1})
33A1	-113190.545	-66700.394	15.641	-1753051.423345
33A25	-113198.026	-66696.188	-7.068	800083.847768
33-1	-113211.730	-66707.462	-11.491	1300915.989430
33-2	-113214.722	-66707.679	-7.566	846582.586652
33-6	-113204.732	-66715.028	-4.350	492440.584200
33-7	-113204.689	-66712.029	14.634	-1656637.418826

官公署証明番号 平成 年 月 日

作製者

(平成14年 7月27日作製)

(札幌土地家屋調査士会用紙)

図 量 測 地 積 土 地 所 在 地 図

地 番 353-21 353-630

土地の所在 札幌市清田区清田・清田10条4丁目

(1/4)



地図書入地番

登記官



申請人

縮尺 1/500

縮尺 1/500

縮尺 1/500

これは図面に記録されている内容を証明した面である。
(札幌法務局南出張所管轄)
令和8年6月1日 札幌法務局

図 図
所 所
地 地
積 積
測 測
量 量



地図番号	種類	コンクリート	境界線の種類及び境界点の記号又は点名	013735
	既設			
	新設			
与点の座標	Ⅰ. 公共基準点	Ⅱ. 図根点	Ⅲ. 登記基準点	Ⅳ.

土地の所在 札幌市清田区清田・

清田10条4丁目 14.9.24 (4/4)

【旧測量】

清田10条4丁目 353-650(22) 登記所管理成果

NO	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n ・(Y _{n+1} -Y _{n-1})
41A2	-113277.809	-66667.046	7.011	-794190.718699
41A3	-113295.889	-66681.622	-21.587	2445718.355643
41A1	-113283.415	-66688.633	14.576	-1651219.057040
		併面積	308.579904	
		面積	154.289520	
		地積	154.28	

(1)~(22)合計面積 3318.946650 m²

353-650(22) 登記所管理成果

NO	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n ・(Y _{n+1} -Y _{n-1})
41-33	-113258.945	-66682.042	17.004	-1925855.100780
41A3	-113268.517	-66659.556	-5.004	566795.659068
41A2	-113277.809	-66687.046	-12.731	1442139.786379
41-28	-113279.170	-66672.287	-9.514	1077738.023380
41-31	-113282.716	-66676.350	10.245	-1160376.525420
		併面積	441.842627	
		面積	220.9213135	
		地積	220.92	

清田10条4丁目 353-657(19) 登記所管理成果

NO	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n ・(Y _{n+1} -Y _{n-1})
41-29	-113266.612	-66691.563	11.262	-1275608.564344
41-31	-113262.716	-66676.990	19.276	-2183252.113616
41-28	-113279.170	-66672.287	-8.676	982810.078920
41-4	-113282.553	-66685.236	-15.535	1759844.150155
41-3	-113281.013	-66687.822	-6.327	716728.968251
		併面積	522.500366	
		面積	261.2501830	
		地積	261.25	

清田10条4丁目

353-658(20) 登記所管理成果

NO	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n ・(Y _{n+1} -Y _{n-1})
40-9	-113252.703	-66705.632	9.253	-1049059.787889
41-1	-113249.825	-66693.763	10.329	-1169755.376629
41-2	-113252.212	-66695.303	5.961	-675096.435732
41-3	-113281.013	-66687.822	10.067	-1140399.957871
41-4	-113282.533	-66685.236	-0.811	91872.134263
41A1	-113283.415	-66688.633	-16.097	1823523.131255
40A2	-113280.818	-66701.333	-14.413	1632428.169834
40-8	-113254.223	-66703.632	-4.259	486879.904677
		併面積	391.781912	
		面積	195.8909560	
		地積	195.89	

353-583(16) 登記所管理成果

NO	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n ・(Y _{n+1} -Y _{n-1})
40-9	-113252.703	-66705.632	2.815	-318806.358945
40-8	-113254.223	-66703.046	4.299	-486879.904677
40A2	-113260.818	-66701.333	-2.815	318829.202670
40A1	-113252.762	-66705.861	-4.299	486873.623839
		併面積	16.562886	
		面積	8.2814430	
		地積	8.28	

官公署証明番号	平成 年 月 日
作製者	(平成14年 7月27日作製)



申請人

縮尺

(札幌土地家屋調査士会用紙)

登記年月日：平成17年10月11日

これは図面に記録されている内容を証明した企画である。

(札幌法務局図面課作成)

令和8年6月1日

札幌法務局

登記号

各階平面図 518335

建物図面・各階平面図併用
建物図面

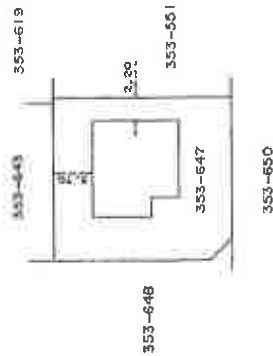
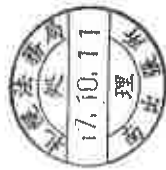
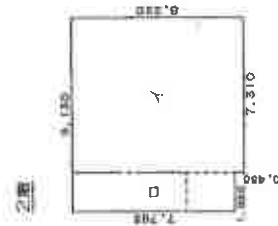
家屋番号
353番647

建物の所在
札幌市豊田区豊田10条4丁目353番地647

1階			
イ	7,310 × 8,220	=	60,082,000
ロ	1,820 × 5,490	=	9,991,000
計	70,080,000		
床面積	70.08 m ²		



2階			
イ	7,310 × 8,220	=	60,082,000
ロ	1,820 × 7,765	=	14,132,000
計	74,220,000		
床面積	74.22 m ²		



(平成17年9月28日作成)

作製者

1/250

(札幌土地家屋調査士会用紙)

申請人

縮尺 1/500

土地建物位置関係図



353-643

353-619

市道

カーポート

物件 1 土地

物件 2 建物

353-551

インターロッキング
ブロック舗装

353-647

コンクリート土留

田 境界 標

市道

※本図は概略を示したものであり、実測図ではありません。

4

